

財務省告示第三百九十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条の規定に基づき、平

成十六年八月三十日に発行した利付国債の発行条

件等を次のとおり告示する。

平成十六年九月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第七十

一回）

二 発行の根拠 平成十六年度における財政運営

の法律及びその 関する法律（平成十六年法律第

二 十二号）第二条第一項及び財

政 融資金特別会計法（昭和二

十 六年法律第一百零九号）第十

第 一項並びに国債整理基金特別

会 計法（明治三十九年法律第

三 号）第五条第一項

社 債等の振替に関する法律（平

成 十三年法律第七十五号）以

下 振替法の適用

三 用等法の適用

四 発行方法

札 発行を競争に付して行われる入

札 格を競争に付して行われる入

各 申込みのうち応募価格の高い

も のからその応募額を順次割り

五 募入決定の 当てる。

六 発行額

う ち金額で五千九百八十九億

政 営の平成十六年度における財

例 等に關する法律第二条第一項特

の 規定に基づき発行した利付国

債 に規定に基づき発行した利付

十 五億二千三百五十万円で三

七 払込金額  
 八 最低額面金  
 九 振替単位  
 十 発行日  
 十一 発行価格  
 十二 利率  
 十三 経過利子の払込み

融資金特別会計法第十一條第一項の規定に基づき発行した利  
 付国債に付いては、額面金額で  
 千二百六十九億四千七百九十  
 七億六千七百九十  
 五億九百五十八億七千三百九十  
 五万円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものとす  
 る。

平成十六年八月三十日  
 十銭以上のそれぞれ十九円四  
 角二分パーセント

(一) は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加えて次の算  
 式により算出した金額を第二  
 十号の規定する期日に払い込  
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{71}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に  
 係る所得税が源泉徴収されるに  
 ものとして振替口座簿中の口  
 座に記載又は記録されるもの  
 について、前記(一)の算式よ  
 り算出した金額から当該金額  
 に百分の二十を乗じた金額  
 へただし、当該国債を発行時

十四 初期利子

に  
お  
い  
て  
取  
得  
す  
る  
者  
が  
非  
居  
住  
者  
又  
は  
外  
国  
法  
人  
で  
あ  
る  
場  
合  
に  
は、前記(一)の算式により算出し  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。  
平成十六年十二月二十日を  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還金額} \times 22}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎  
年  
六  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
十  
二  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し、  
各  
支  
払  
期  
に  
お  
い  
て、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る  
利  
子  
を  
支  
払  
う。  
平  
成  
十  
六  
年  
六  
月  
二  
十  
日  
額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円

十六 償還金  
十七 償還金  
十八 元利支  
十九 入札参加  
二十 払込期日

財  
務  
大  
臣  
か  
ら  
通  
知  
を  
受  
け  
た  
者

平成十六年八月三十日